

令和2年第2回定例会

湧別町教育委員会会議録

令和2年2月25日

開会14時00分 閉会16時00分

湧別町教育委員会

令和2年湧別町教育委員会第2回定例会会議録

- 《出席者》 阿部 勉教育長、岩佐雅弘委員、井上久恵委員、森谷和洋委員
喜多友美委員
- 《欠席者》 無し
- 《出席職員》 教育総務課長 尾山 弘、社会教育課長 梅津茂樹、総務課参事
松井 薫、教育総務課長補佐 細川徳之、社会教育課課長補佐
根子敏男、図書館長 中島一之、教育総務課主幹 大口 貢、社会
教育課主幹 藤本祐司、教育総務課主査 宍戸和幸、社会教育課主
査 杉森伸一、社会教育課主査 土佐信太郎、図書館主査 北村公
樹
- 《傍聴人》 無し
- 《付議案件》
- | | |
|--------|--|
| 承認第1号 | 令和2年教育委員会第1回定例会会議録の承認について |
| 報告第1号 | 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表内容について |
| 議案第1号 | 湧別町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第2号 | 湧別町教育支援委員会設置条例の制定について |
| 議案第3号 | 湧別町学校医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第4号 | 湧別町教育支援委員会設置規則を廃止する規則の制定について |
| 議案第5号 | 湧別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第6号 | 湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第7号 | 湧別町臨時教諭の採用に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第8号 | 湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第9号 | 湧別町学校管理規則の一部を改正する規則の制定について |
| 議案第10号 | 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準の制定について |
| 議案第11号 | 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領の制定について |
| 議案第12号 | 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主 |

- 幹の命課基準の一部を改正する基準の制定について
- 議案第13号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について
- 議案第14号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準の一部を改正する基準の制定について
- 議案第15号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について
- 議案第16号 湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第17号 湧別町理科支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第18号 湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について
- 議案第19号 令和元年度教育費予算の補正について
- 議案第20号 学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」の改訂について
- 議案第21号 湧別町学校施設長寿命化計画（案）について
- 議案第22号 令和元年度及び令和2年度準要保護児童生徒の認定について（非公開）
- 議案第23号 令和2年度教育行政執行方針について
- 議案第24号 令和2年度教育費予算について（非公開）

阿部教育長

これより、令和2年第2回湧別町教育委員会定例会を開催いたします。

ただいまの出席委員は、4名です。

出席者数が過半数を超えておりますので、本会議は成立といたします。ただちに本日の会議を開催いたします。

議事日程ですが、皆様のお手元に配布してあります日程により、会議を進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について 本日の会議録署名委員は、会則第18条の規定によりまして岩佐委員と喜多委員を指名いたします。なお、会議録書記には大口主幹を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてお諮りいたします。本会議の会期につきましては、本日1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

阿部教育長 ご異議ございませんので、本会議の会期は、本日1日間といたします。

日程第3 教育行政報告について、前回の教育委員会以降における報告内容について、お手元の報告書の中から主だったものについてご報告させていただきます。

1月27日であります。全国中学校スケート大会出場補助金を町長から贈呈されております。

2月1日から4日まで長野県エムウェーブにて開催されました、第40回全国中学校スケート大会に上湧別中学校3年生寺嶋和都さんと同中学校1年生寺嶋涼帆さんのご兄妹が1,500メートルと3,000メートルに出場し素晴らしい滑りを見せましたが、惜しくも予選通過することができませんでした。自己ベストを大きく更新したところであります。

1月29日であります。北海道大学大学院教育学研究院との連携協定調印式が北海道大学で行われ、町長と出席いたしました。

このことにつきましては2月6日の北海道新聞にも大きく取り上げられておりますが、地域活性化や学校教育分野に関して相互に協力し、共に発展することを目的として北海道大学大学院教育学研究院との連携協定調印式が行われたものであります。

調印式では石田町長と北大宮崎研究院長との間で協定書に署名が行われ、今後3年間において人材の育成を含めてあらゆる分野でお力添えをいただくこととなっております。

具体的な事業連携については今後細部にわたって協議されていくこととなっております。

この調印式に併せて北海道教育委員会佐藤教育長を表敬訪問し、本町の教育行政の取り組みなどについて懇談をしてまいりました。

2月6日であります。湧別町議会全員協議会が行われました。

本協議会は令和2年度における主要事業にかかる内容の説明であります。

阿部教育長

教育委員会に係る主要事業につきましては後ほど説明いたします令和2年度執行方針等でも申し上げますが、3点、1つは湧別地区義務教育学校整備事業、2つ目には町立学校エアコン購入事業、3つ目には教育委員会内部組織として指導室の設置について議会議員に説明をしたところであります。この場においての質問等はございませんでした。

2月9日であります。第50回湧別町スケート大会が芭露スケートリンクで開催されました。

今年は雪不足でリンクの造成が心配されておりましたが、なんとか大会に間に合い、児童一般を含めて90名を超える選手の参加をいただきました。

当日は町外の若佐小学校、若佐保育所からも参加をいただいております。

当日は気温は低いものの、比較的天候に恵まれ、多くの方々が見守る中、無事50回大会を終えることができました。

2月10日であります。令和2年度当初人事異動に関する協議でありまして、ここでは一般教員、事務職員、養護教諭の人事協議が行われたところであります。

2月19日であります。私は欠席をいたしました。湧別町中高一貫教育推進委員会合同反省会がTOMで開催されたところであります。

令和元年度の各部会の反省を行い、次年度に向け改善を行うことといたしました。

なお、湧別高校出願率が町内卒業生の52.1%の49人となりました。湧別高校の最終的な出願者であります。町外からの出願希望者が9名であり、出願者合計58名となったところであります。結果的には2クラス確保できたところでありますが、令和2年度の町内における中卒者は減少いたしますので、今後においてはさらに湧別高校の魅力化を訴え、政策的に取り組んでいくことはもちろん、中高一貫教育推進委員会としても中高連携をしっかりと取り組むよう指示していきたいと考えております。

以上報告とさせていただきます。

ただいまの報告につきまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

阿部教育長

ご質問等無ければ、以上で教育行政報告を終わります。

日程第4 承認第1号 令和2年教育委員会第1回定例会会議録の承認について、森谷委員より報告をお願いいたします。

森谷委員

承認第1号につきまして、ご報告いたします。

令和2年第1回教育委員会定例会の会議録につきましては、2月25日に内容を審査した結果、書記をして事実により記録されていることをご報告いたします。

阿部教育長

ただ今の報告につきまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません。」の声あり。)

阿部教育長

ご異議ございませんので、報告のとおり会議録は承認されました。

日程第5 報告第1号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果公表内容について、事務局より報告をお願いいたします。

宍戸主査

報告第1号 令和元年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果の公表内容について、ご説明させていただきます。

まず、1の結果公表の内容については、後ほど別紙により説明させていただきます。続いて、2の結果公表の時期及び3の結果公表の方法についてでございますが、北海道教育委員会では「北海道版結果報告書」について2月中にホームページなどにおいて公表を予定しております。本町においても同時期の公表といたしまして、ホームページ及び町の広報3月号に掲載を予定しております。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長

ただいまの報告に対して、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長

ご質問等無いようなので、報告第1号を終らせていただきます。

日程第6 議案第1号 湧別町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

議案第1号 湧別町青少年問題協議会条例を廃止する条例の制定について、湧別町青少年問題協議会条例を廃止する条例案につきまして議会に提案するよう町長に申し出をするものでございます。

提案理由につきましては、本条例は地方青少年問題協議会法を根拠法令として設置されたものでありますが、同法において市町村青少年問題協議会は平成11年度に設置義務が撤廃され任意設置されたほか、平成25年度には「会長には地方公共団体の長があたること、および委員には議会議員、関係行政機関の職員、学識経験者のうちから地方公共団体の長が任命すること」の条文が削除され、要件緩和は進んでいるところであります。このような傾向が示す通り、非行防止の観点から青少年の法及び更生に関して関係機関が総合的に審議するといった市町村青少年問題協議会は当初の役割は全国的にも薄れてきているところでございます。

一方で本町における青少年育成についての取り組みにつきましては、湧別町社会教育中期計画や、湧別町子ども支援計画の策定にあたってそれぞれ協議会において審議決定をされておりますほか、いじめ、貧困、虐待など複雑化するとともにプライバシーを含む近年の青少年問題に対し、各関係機関において専門的かつ細分化された中での対応が進み、十分な補完体制が整備されているとともに、相互の連携体制についても既存の関係団体やこれらの代表を構成員とする総括組織においてすでに構築されているところでございます。

また、青少年行政を担当する町及び教育委員会の取り組みといたしましては、湧別町子ども子育て支援事業計画や湧別町社会教育中期計画等に基づき、引き続き子ども子育て支援や青少年健全育成に関する事業の展開及び各種関係機関等との連絡調整を行うとともに、必要に応じまして実務者レベルでの情報交換の場を設けるなど、効率的、効果的な青少年健全育成に努めるものでございます。

以上のことを踏まえまして、地方青少年問題協議会法を根拠とした湧別町青少年問題協議会につきましてはその役割を終えたと判断したことから、本条例を廃止しようとするものでございます。

また、この方針の決定までの経過につきましては、本年度青少年問題協議会の開催につきましては令和元年6月21日に1回目、12月2日には2回目を開催しておりまして、今後の協議会の在り方についても協議いただいているところでございます。

協議をいただいた結果、協議会を解散するとともに本条例を廃止する方向性が示されたところでございます。

また、その後本条例の廃止につきまして湧別町パブリックコメント手続き実施要項の手続きに従いまして令和2年1月10日から2月9日までの31日間、町民から意見を公募いたしましたところ、意見

梅津課長	<p>の応募は無く、その旨も公表したところでございます。</p> <p>なお、資料といたしまして青少年問題育成条例及び地方青少年問題協議会法を添付しております。</p> <p>(以下、資料により説明を行った。)</p>
阿部教育長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
阿部教育長	<p>ご質問等ございませんので、議案第1号を原案どおり決定します。</p> <p>日程第7 議案第2号 湧別町教育支援委員会設置条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
穴戸主査	<p>議案第2号 湧別町教育支援委員会設置条例の制定について、提案理由の説明を申し上げます。湧別町教育支援委員会設置条例を制定する条例案について、次のように議会に提案するよう町長に申し出をするものでございます。</p> <p>提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることから、非常勤特別職の身分を条例により規定する必要があるがございます。これまで特別な支援を要する児童生徒の就学等の際に障がいの実態関係や適正な教育支援を行うために、規則において設置を定めていました教育支援委員会について、その身分を新たに条例により制定するものでございます。</p> <p>(以下、資料により説明を行った。)</p>
阿部教育長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
阿部教育長	<p>ご質問等ございませんので、議案第2号を原案どおり決定します。</p> <p>日程第8 議案第3号 湧別町学校医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
穴戸主査	<p>議案第3号 湧別町学校医等の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。</p> <p>湧別町学校医等の設置に関する条例の一部を改正する条例(案)に</p>

宍戸主査 つきまして、次のように議会に提案するよう町長に申し出をするものでございます。

提案理由といたしましては地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることから、条例に規定している非常勤特別職の身分を整理する必要があるため、本条例を制定するものであります。

先ほどの議案第2号でもご説明いたしましたが、4月1日より会計年度任用職員制度が施行されることから、条例に規定する非常勤特別職の任務を整理する必要があるとございます。これまで学校健診の際、学校医等に随行し、健診用務を行う学校看護師については町の非常勤特別職に委嘱を行っておりましたが、新たな地方公務員法に定める要件が厳格化され、学校看護師については非常勤特別職から除かれることとなったため、本条例から学校看護師に関する部分を削除するものでございます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長

ご質問等ございませんので、議案第3号を原案どおり決定します。

日程第9 議案第4号 湧別町教育支援委員会設置規則を廃止する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

宍戸主査

議案第4号 湧別町教育支援委員会設置規則を廃止する規則の制定について、提案理由をご説明申し上げます。

湧別町教育支援委員会設置規則を廃止する規則について次の通り提案するものでございます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が施行されることから、非常勤特別職の身分を条例により規定する必要があるため、新たに湧別町教育支援委員会設置条例を制定することから、本規則を廃止するものであります。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご質問等ございませんので、議案第4号を原案どおり決定します。

日程第10 議案第5号 湧別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

尾山課長 議案第5号 湧別町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則の制定についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、学校に対して経営指導や教育相談、学習・生徒指導、いじめ不登校の対応など専門的な指導助言を行う体制を整えるため、教育委員会事務局組織に指導室を配置するため、本規則を改正するものでございます。

これにつきましては2月6日の町議会全員協議会にて教育委員会からの主要事業の説明のなかでも触れておりましたが、新たに指導室を設置する説明をしてございます。

目指すところは学力向上でございます。本町の学力は全国学力テストが全国平均を下回る状況となっておりますので、なんとか学力向上を図りたいということで、新たに教育委員会の中に指導室を設け、学校に対する指導関係で全国平均以上を目指し取り組むために指導室を設置するものでございます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご質問等ございませんので、議案第5号を原案どおり決定します。

日程第11 議案第6号 湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について、日程第12 議案第7号 湧別町臨時教諭の採用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、日程第13 議案第8号 湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、関連がございますので、一括審議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

大口主幹 議案第6号 湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について、議案第7号 湧別町臨時教諭の採用に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第8号 湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則の制定につきまし

大口主幹 | て、関連がございますので、一括、提案理由のご説明を申し上げます。

湧別町招致外国青年任用規則の一部を改正する規則及び湧別町臨時教諭の採用に関する規則並びに湧別町教育アドバイザーの任用に関する規則の一部を改正する規則を別紙のように制定するものでございます。

提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が施行されますことから、議案第6号関連「外国語指導助手」、議案第7号関連「臨時教諭」、議案第8号関連「教育アドバイザー」を会計年度任用職員として任用することから、本規則を改正するものでございます。

ご提案申し上げます議案3件につきましては、先ほどご承認いただきました議案2号湧別町教育支援委員会設置条例の制定について並びに議案第4号湧別町教育支援委員会設置規則を廃止する規則の制定についてでご説明申し上げましたとおり、地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備するものでございます。

議案3件の規則の一部改正の内容につきましては、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化することを目的に改正が行われるところでございまして、町が任用する会計年度任用職員につきましては、昨年12月第4回議会定例会で提案可決いただいた「湧別町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」に基づき任用が行われるところでございますが、外国語指導助手、臨時教諭及び教育アドバイザーの給与等については、常勤の職員とのつりあいや、その職務の特殊性等を考慮し、教育長が別に定めることと規定されておりますので、この度、関連3件の任用規則につきまして一部改正を行うものでございます。

それぞれ3件の規則改正内容につきましては、新旧対照表にてご説明申し上げますところでございますが、共通する部分もございまして、改正の要旨についてのみご説明を申し上げます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長 | ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 | 一点だけ、外国語指導助手は3人、教育アドバイザーが2人、臨時

教諭は今現在何人いますか。

大 口 主 幹 今現在はおりません。

阿 部 教 育 長 今までの上湧別中学校のケースのような時のためですよね。

大 口 主 幹 今後、生徒数の減少がありますが、2クラスになるような要素が出てきた時のためです。

阿 部 教 育 長 来年は大丈夫なんですよ。

大 口 主 幹 はい。1クラスです。

阿 部 教 育 長 来年も1クラスなので出ては来ないんですよ。出てこなくても制度的には設置しておかなければということですね。わかりました。
では、ご質問等ございませんので、議案第6号、議案第7号、議案第8号を原案どおり決定します。

日程第14 議案第9号 湧別町学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、事務局より説明をお願いいたします。

大 口 主 幹 議案第9号 湧別町学校管理規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由の説明を申し上げます。

湧別町学校管理規則の一部を別紙のとおり改正するものでございます。

提案理由でございますが、市町村立学校職員給与負担法に規定する学校職員の給与に関する条例の一部改正が行われましたことから、これに準じまして本規則を改正すること、及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定されましたことから、教育職員の勤務時間の上限を設定するため、本規則を改正するものでございます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿 部 教 育 長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿 部 教 育 長 ご質問等ございませんので、議案第9号を原案どおり決定します。

阿部教育長 日程第15 議案第10号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準の制定について、日程第16 議案第11号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領の制定について、及び日程第17 議案第12号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準の一部を改正する基準の制定について、日程第18 議案第13号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準の一部を改正する要領の制定について、並びに日程第19 議案第14号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準の一部を改正する基準の制定について、日程第20 議案第15号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について、関連がございますので、一括審議を行います。

事務局より説明をお願いいたします。

大口主幹 議案第10号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準の制定について、議案第11号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領の制定について、議案第12号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準の一部を改正する基準の制定について、議案第13号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について、議案第14号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準の一部を改正する基準の制定について、議案第15号 湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領の制定について 関連がございますので、一括、提案理由のご説明を申し上げます。

湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校専門事務主任・指導専門員の命課基準及び、同じく専門事務主任・指導専門員の命課基準に関する取扱要領、並びに湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主幹の命課基準の一部を改正する基準及び、同じく事務主幹の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領、湧別町立の小学校、中学校及び義務教育学校事務主任の命課基準の一部を改正する基準、及び同じく事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部を改正する要領をそれぞれ制定するものでございます。

提案理由でございますが、先ほど議案第9号湧別町学校管理規則の一部を改正する規則でご説明申し上げました、1点目の提案理由同様、北海道の条例であります市町村立学校職員給与負担法に規定する

大口主幹	<p>学校職員の給与に関する条例の一部改正が行われましたことから、これに準じまして専門事務主任・指導専門員の命課基準及び命課基準に関する取扱要領の制定、それから、地方公務員法の一部改正を受けまして、事務主幹等の命課に際し人事評価結果を活用することとなりましたことから、事務主幹の命課基準の一部改正及び、この事務主幹の命課基準の一部改正に伴い、事務主幹の命課基準に関する取扱要領につきましてもこれに準じまして改正を、そして、先ほどご承認いただきました、湧別町学校管理規則の一部改正が行われましたことから、新設された専門員の命課基準について明記するため、事務主任の命課基準の改正及び、事務主任の命課基準の改正に伴いまして、事務主任の命課基準に関する取扱要領の一部改正を行うものでございます。</p> <p>(以下、資料により説明を行った。)</p>
阿部教育長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
阿部教育長	<p>ご質問等ございませんので、議案第10号、議案第11号及び議案第12号、議案第13号並びに議案第14号、議案第15号を原案どおり決定します。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(暫時休憩)</p> <p>(再開)</p>
阿部教育長	<p>日程第21 議案第16号 湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、日程第22 議案第17号 湧別町理科支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、日程第23 議案第18号 湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、関連がございますので、一括審議を行います。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
大口主幹	<p>議案第16号 湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案第17号 湧別町理科支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定について、議案第18号 湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱の制定についての3件関連がございますので、一括、提案理由のご説</p>

大 口 主 幹	<p>明を申し上げます。</p> <p>議案第16号 湧別町特別支援教育支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱及び議案第17号 湧別町理科支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱並びに議案第18号 湧別町学力向上支援員配置事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、会計年度任用職員制度が施行されることとなり、特別支援教育支援員及び理科支援員並びに学力向上支援員を会計年度任用職員として任用することから、本要綱を改正するものでございます。</p> <p>(以下、資料により説明を行った。)</p>
阿 部 教 育 長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
阿 部 教 育 長	<p>ご質問等ございませんので、議案第16号、議案第17号、議案第18号を原案どおり決定します。</p> <p>日程第24 議案第19号 令和元年度教育費予算の補正について、事務局より説明をお願いいたします。</p>
大 口 主 幹	<p>議案第19号 教育費予算の補正について、提案理由の説明を申し上げます。</p> <p>令和元年度教育費予算の補正につきまして、3月4日開会予定の町議会第1回定例会に提案するように、町長に申出をするものでございます。</p> <p>提案理由でございますが、令和元年度教育費予算の補正について、議会の同意を得ようとするものでございます。</p> <p>(以下、資料により説明を行った。)</p>
阿 部 教 育 長	<p>ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
阿 部 教 育 長	<p>ご質問等ございませんので、議案第19号を原案どおり決定します。</p> <p>日程第25 議案第20号 学校における働き方改革「湧別町アク</p>

ション・プラン」の改訂について、事務局より説明をお願いいたします。

大 口 主 幹

議案第20号 学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」の改訂について提案理由の説明を申し上げます。

学校における働き方改革「湧別町アクション・プラン」を別紙のとおり改訂するものでございまして、内容につきましては、後ほどご説明申し上げます。

提案理由でございますが、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律が公布され、教育職員の業務量の適切な管理等に関する指針が策定されたことから、これに準じ町立学校における働き方改革を推進するため、本アクション・プランを改訂するものでございます。

この湧別町アクション・プランの策定あたりましては、平成30年3月北海道教育委員会が主導して、道内全ての学校におきまして、教職員の働き方改革を進めるため、業務改善の方向性を示しました「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」が策定されまして、各市町村教育委員会におきましては、道教委が策定しました「北海道アクション・プラン」に準じまして、所管する学校に対する時間外勤務の縮減に向けた業務改善方針並びに計画を平成31年3月、本町におきましても策定したところでございます。

この度の改訂につきましては、先ほどご承認いただきました議案第9号「湧別町学校管理規則の一部を改正する規則の制定」について、ご説明申し上げましたとおり、令和元年12月、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律」が成立、公布されたことを受けまして、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、文科省におきまして、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、昨年1月に策定した教育職員の勤務時間の上限の目安等を定めた「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を、法的根拠のある「指針」として格上げし、在校時間の縮減の実効性を強化することとなりました。

アクション・プランの改訂内容につきましては、学校管理規則でこれら勤務時間の上限について定めたところでございまして、アクション・プランにおきましても、同様に教育職員の働き方改革を進めるため、関連事項を追加するものでございます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿 部 教 育 長

ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご質問等ございませんので、議案第20号を原案どおり決定します。

日程第26 議案第21号 湧別町学校施設長寿命化計画(案)について、事務局より説明をお願いいたします。

細川課長補佐 議案第21号 湧別町学校施設長寿命化計画(案)について提案理由を申し上げます。

湧別町学校施設長寿命化計画(案)を次のとおり策定するところがございます。内容につきましては別紙にて後ほどご説明させていただきます。

提案理由でございますが、築30年以上経過した建物が7割以上となりました学校施設の老朽化等を把握した上で、学校として求められる機能を確保するため、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減と予算の平準化を実現した具体的な方針を示した計画を定めるため、まず本計画(案)を策定するものでございます。

なお、本計画(案)としてご承認いただきました場合につきましては、速やかにパブリックコメントを実施いたしまして、提出された意見等を反映できるか考慮したうえで、最終的な計画案を作成し、再度教育委員会でご審議いただく考えでございます。

(以下、資料により説明を行った。)

阿部教育長 ただいまの説明に対しまして、ご質問等ございませんか。

これは作成をして、教育委員会の承認を貰って完了ですか。

細川課長補佐 本日も審議いただいて承認いただけますと素案から案になります。案になって一ヶ月間パブリックコメントを実施して、再度3月の臨時会に間に合えば意見を集約したものをご提案申し上げ、案として再度ご審議いただきます。

阿部教育長 教育委員会だけで終わりですか。議会だとか、国の機関の採択を受けるとか。

細川課長補佐 策定自体は教育委員会で完了です。

阿部教育長 差し当たって第1グループの仕事を行うためにこの策定が必要だということになるのかなと思うんですが、建築の部分でかなり細かく

阿部教育長 情報があると思うので、10年間の計画ですので、中5年でまた見直しをするということになりますので、状況に合わせてということで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

阿部教育長 ご質問等ございませんので、議案第21号を原案どおり決定します。

日程第27 議案第22号 令和元年度及び令和2年度準要保護児童生徒の認定について

お諮りいたします。

議案第22号につきましては個人の収入等を審議いたしますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定によりまして、非公開といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご異議ございませんので、議案第22号の審議は非公開といたします。(議案第22号は非公開)

日程第28 議案第23号であります。

令和2年度教育行政執行方針について提案の理由を申し上げます。

令和2年度教育行政執行方針について、別紙のとおり定めようとするものでございまして、提案理由は令和2年度の教育行政の執行にあたって、関係機関並びに町民の理解を得て教育の充実と振興を図るため、執行方針を定めようとするものでございます。

なお、この執行方針につきましては、3月4日開会の第1回湧別町議会定例会において、この方針を示し、承認を得ようとするものであります。

別冊にて令和2年度の執行方針をご説明申し上げます。なお、執行方針につきましては、令和2年度において取り組むべきものについての説明をし、執行方針の内容を承認いただきたいと思います。今回の令和2年度の執行方針は、主に15項目からなるものであります。

令和2年度教育行政執行方針についてご説明申し上げます。

(以下、別紙資料により説明を行った。)

ただいまの執行方針に対しまして、ご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご質問等ございませんので、議案第23号を原案どおり決定させていただきます。

日程第29 議案第24号 令和2年度教育費予算について

お諮りいたします。

議案第24号につきましては、今後、議会に提出する予算案を決定していくものでございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書きの規定によりまして、非公開といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

(「ありません」の声あり)

阿部教育長 ご異議ございませんので、議案第24号の審議は非公開といたします。(議案第24号は非公開)

これをもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。が、せっきくの機会ですので、他にご質問等ございませんか。

(「ありません」の声あり)

以上で令和2年第2回湧別町教育委員会定例会を閉会いたします。